
第7章

EUにおける廃棄物の越境移動規制とアジア

小島 道一・吉田 綾



上：ヨーロッパから中国へ輸入されたミックス・メタルを解体・分別している工場。浙江省台州市。2002年11月、小島道一撮影。

右：ヨーロッパからフィリピンに輸入されたPETボトル。フィリピンで破碎・洗浄された後、フレーク状で中国に輸出される。2004年7月、小島道一撮影。

はじめに

最近、アジアにおける廃棄物の越境移動について、「ヨーロッパでは、廃棄物が国境を越えてスムーズに移動しているのに、アジアではそれが困難である」という意見を耳にすることがある⁽¹⁾。では、ヨーロッパではどのような仕組みを作ることで、廃棄物のスムーズな移動を担保しているのだろうか。また、ヨーロッパの経験をアジアで活かすことは可能だろうか。本章では、EU域内での、さらにはEUから域外への再生資源・有害廃棄物の越境移動に関する規則とその運用の実態、循環資源の越境移動の現状を紹介し、そのアジア諸国へのインプリケーションを検討する。

第1節 ヨーロッパの廃棄物の越境移動規制

1. EUにおける廃棄物の定義と越境移動に関連した分類

EUにおける廃棄物の定義は、理事会指令⁽²⁾ (Council Directive) 75/442/EECで定められたが、1991年の理事会指令91/156/EECで大幅に改正された。廃棄物とは、「所有者が廃棄する (discard)、あるいは、廃棄することが求められているすべての物質およびもの」と定義されている。廃棄物は、埋立てや焼却などの適切な「処分」 (disposal) を行うこと、あるいは「リカバリー (recovery)」することが求められている。「リカバリー」は、付属書II Bで、熱回収やリサイクル、廃油のリユース等を行うことと定義されている。日本の廃棄物処理法とは違い、有価物か無価物かによる非廃棄物、廃棄物の区分は行っていない。

廃棄物の越境移動に関しては、1993年に理事会規則⁽³⁾ (Council Regulation) 259/93/EECが制定されている。同規則では越境移動を処分目的とリサイクル目的の2つに分けそれぞれの場合についてルールを定めている。この規則で特徴的なのは、OECDの決定 (C (92) 39) をふまえ廃棄物を非危険廃棄物と危険廃棄物に分け、前者を附表II (グリーン [Green] リスト)、後者を附表III (アンバー [Amber: 交通信号の黄色] リスト) および附表IV (レッド [Red] リスト) として示していることである。3つのリストに入っている主な廃棄物は、表

表7-1 リサイクル目的の越境移動に関する廃棄物の例

グリーンリスト	アンバーリスト	レッドリスト
古紙	金属（鉛・亜鉛・銅・アルミニウム）の灰・残渣	PCB、PCT、PBBを含んだ廃棄物
廃プラスチック	CRTからの廃ガラス	ダイオキシン類を含んだ廃棄物
廃ゴム（廃タイヤを含む）	廃鉛酸蓄電池	アスベスト
拡散性のない金属スクラップ	廃油	アスベストと類似したセラミック
廃木材	廃アスファルト・セメント	製の繊維
	廃電池	鉛アンチ・ノック剤のスラッジ
	廃水銀	

(出所) 理事会規則259/93/EECより作成。

7-1のとおりである。

2. EU域内の廃棄物の越境移動に関する規制

理事会規則259/93/EECはEU域内での廃棄物の越境移動について、処分目的での越境移動とリサイクル目的での越境移動の2つに分けて、それぞれの場合について規則を定めている。なお、附表Ⅱ（グリーンリスト）に分類されている廃棄物をリサイクル目的で越境移動させる場合には、この規則の適用を除外されている（第1条）。すなわち、グリーンリストに入れられている廃棄物のリサイクル目的の越境移動は、EU域内では自由に行うことができ、以下で説明するような事前通知の必要はない。

埋立など処分目的での廃棄物の越境移動に関しては、越境移動を行いたい通知者（発生元、許可を受けた収集業者、登録しているあるいは許可を受けている廃棄物取扱業者等）が、輸入国の権限ある当局（Competent Authority）に事前に通知を行い（輸出国、および通過国、荷受人に対してはコピーを送付）、輸入国の権限ある当局から承認を得なければならない。輸入国の権限ある当局は、3日以内に通知の受領書を発行し、その後30日以内に許可をするかどうかについての判断を下し、許可証（authorization）を発行することになっている。許可証発行の条件は、すべての権限ある当局からこの発送（shipment）に関する異議が申し立てられないことである。輸入国の権限ある当局によるこの許可証の発行がなければ、通知者は越境移動を行うことができない（第3～5条）。

アンバーリストに分類されている廃棄物をリサイクル目的で越境移動させる

場合も同様に、越境移動を行いたい通知者は輸出国、輸入国および通過国の権限ある当局に事前にこれを通知しなければならない。輸入国の権限ある当局は、3日以内に通知の受領書を発行する。そして、その後30日以内に輸出国、輸入国、通過国の権限ある当局は、この発送に異議がある場合、それを文書で通知者に示さなければならない。すべての権限ある当局から異議が提出されない場合、事前通知の受領書の発行から30日が経過した段階で、発送は可能となる⁽⁴⁾（第6～8条）。

なお、レッドリストに分類される廃棄物のリサイクル目的での越境移動についても手続きは同様であるが、この場合はすべての権限ある当局の書面での同意が必要となる（第10条）。

2002年12月のEUの首脳会議で、2004年5月からの新規加盟がみとめられた10カ国のうち、ハンガリー、ラトビア、マルタ、ポーランド、スロバキアへの廃棄物の越境移動に関しては、移行措置が適用されることになっている⁽⁵⁾。例えば、グリーンリストに入っている廃棄物でも、ハンガリーは2005年の6月末まで、ラトビアは2010年の12月末まで、マルタは2005年の12月末まで、ポーランドは2012年の12月末まで、スロバキアは2011年の12月まで、理事会規則259/93/EECで定められている事前通知が必要となっている。

表7-2 EUのおもな事前通知・承認手続き

手続き	本来の対象	申請方法	輸出許可
アンバー手続き (第6条から第9条)	アンバーリストに掲げられている廃棄物のEU内での越境移動	通知者が輸入国の権限ある当局に通知を行い、輸出国・経由国の権限ある当局にそのコピーを送付。	反対がないかぎり、通知の受領書の発行から30日で輸出許可となる。
レッド手続き (第10条)	レッドリストに掲げられている廃棄物のEU内での越境移動	同上	輸出の際には、輸入国・輸出国・経由国の書面での同意書が必要。
第15条手続き	EUからEFTA諸国への廃棄物の輸出に関する手続き	通知者は、輸入国の書面での同意を添えて輸出国の権限ある当局に通知を行う。	輸出国政府は70日以内に輸出を許可するかどうかを判断しなければならない。

(出所) 理事会規則259/93/EECより作成。

3. EU域外への廃棄物の越境移動

EU域外への有害廃棄物・再生資源の越境移動に関しても理事会規則259/93/EECは、処分目的とリサイクル目的に分けてルールを定めている。

まず処分目的の域外への輸出は、この規則では、バーゼル条約加盟国でもあるEFTA諸国（ヨーロッパ自由貿易連合⁽⁶⁾）向けを除いて禁止されている。EFTA諸国向けの輸出については、輸出国の権限ある当局への輸入国側の書面での同意を添えた通知（輸入国、通過国および荷受人へはコピーを送付）に始まる一連の手続きを定めている。輸出国の権限のある当局が判断を下すまでの日数を70日としている等、若干の違いはあるものの、許可証の取得を輸出の条件としており（第15条）、手続きの大枠は域内での越境移動のケースとほぼ同様である。

次に、リサイクル目的の域外への輸出に関して同規則は、①OECD加盟国（EU以外では、アメリカ、日本、韓国など）、②バーゼル条約締約国、③EUとその構成国が、この問題をめぐって多国間、2国間、あるいは地域的な協定・取決めを結んでいる国、④EUの構成国が2国間の協定・取決めを結んでいる国、以外へのそれを禁じている。

また、バーゼル条約のBAN改正案が採択されたのを受け、理事会規則120/97/ECが1997年に制定され、1998年1月からレッドリストおよびアンバーリストに入っているものについては非OECD諸国への輸出が禁止されている。

さらに、非OECD諸国へのリサイクル目的の輸出については、グリーンリストに分類された廃棄物（非有害廃棄物）についても、対象の各国に対しこのリストを示し、これらの廃棄物が国内での規制の対象になっていないか、そしてアーバンリスト、レッドリストに適用される規制手続きを踏まなくともこれらの廃棄物の輸入を許可するか、に関し書面での確認を求めている。回答のない国へのグリーンリストに記載されている廃棄物の輸出については、回答期限70日で、輸入国の同意の下、輸出国の権限のある当局の許可証の発行が条件となる第15条手続きを行うこととなっている。表7-3は、2001年2月付けの資料をもとに、アジア各国の回答をまとめたものである。グリーンリストに示されているものでも、アジア各国から、事前通知を求める回答や、物質によっては禁止しているという回答が寄せられている。

なお、OECD諸国へのリサイクル目的での廃棄物（アンバーリスト、レッドリ

表7-3 アジア諸国によるEUのグリーン・リストに掲載されている廃棄物の輸入手続き

国名	手続き	対象
中国	管理せず	廃木材・コルク、廃プラスチック、古紙、銅スクラップ、アルミ・スクラップ、繊維屑など
	レッド手続き	その他
香港	レッド手続き	タンタル・スクラップ、貴金属類を含んだ使用済み触媒、道路建設などからの廃アスファルト、廃カーペット、廃食用油など
	管理せず	その他
台湾	第15条手続き	拡散性のない廃鉛・廃カドミウム・廃クロム
	管理せず	その他
フィリピン	第15条手続き	拡散性のない金属類、亜鉛含有浮きかす、廃液処理済の廃自動車、電子廃棄物（基板、部品、ワイヤなど）、廃プラスチックなど
	管理せず	その他
タイ	アンバー手続き	使用済み触媒、精錬・溶融工程からの廃金属、拡散性のない廃ガラス、拡散性のないセラミック廃棄物、廃ゴム（タイヤなど）など
	レッド手続き	廃鉛、廃カドミウム、廃クロム、廃プラスチックなど
	管理せず	その他
マレーシア	アンバー手続き	廃鉛、廃カドミウム、廃プラスチック、繊維・衣料くず、廃ゴム（タイヤなど）など
	管理せず	その他
シンガポール	アンバー手続き	拡散性のない形での貴金属類、銅スクラップ、アルミ・スクラップ、錫スクラップ、鉄鋼生産の過程でのスラグなど
	レッド手続き	廃鉛、塩化ビニル
	管理せず	鋳鉄くず、ステンレス鋼くず
	禁止	その他
インドネシア	管理せず	拡散性のない金・プラチナ含有のスクラップ、銅スクラップ、亜鉛スクラップ、廃船、ガラス・カレット、古紙、一部の繊維・衣料くずなど
	レッド手続き	その他
インド	レッド手続き	廃カドミウム、廃クロム、貴金属・銅精錬の工程からのスラグ、PP・PETなど一部をのぞく廃プラスチック類、繊維性の廃ロープなど
	管理せず	その他

(注) 1) EUの質問票への回答に基づいている。回答を行っていないバングラデシュ、ラオス、ネパール、スリランカなどへの輸出は、第15条の手続きを行うこととなっている。

2) 対象物は、主な事例のみとりあげており、詳しくは原典を参照いただきたい。

3) アンバー手続き、レッド手続き、第15条手続きについては、本文および表7-2参照。

(出所) “List of Controls Procedures Concerning the Export of Green List Waste to Non-OECD Countries” 等より作成。

スト)の輸出に関する規則は、EU域内での越境移動に関するそれとほぼ同様である。

第2節 EUからの再生資源輸出

EU15⁽⁷⁾からのEU域外への再生資源の輸出量は、表7-4に掲げたとおりである。2003年には、鉄スクラップ874万トン、古紙488万トン、廃プラスチック112万トン、銅スクラップ53万トン、アルミスクラップ52万トンが輸出されている。鉄スクラップの輸出先については、トルコとアメリカで52%を占めているが、廃プラスチックの場合は香港と中国を合わせると80%に達し、古紙でも中国、インドネシア、インドを合わせると約6割に達している。銅スクラップやアルミスクラップも半分以上が中国に輸出されており、多くの再生資源でアジア向けの輸出が多くなっている。

図7-1は、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、イギリスの国別統計から廃プラスチックの輸出量を表したものである。ベルギー、オランダは90年代から対アジア輸出量が多いことから、早くから再生資源貿易の中継地として機能してきたと考えられる。それ以外の国は、1990年代にはEU域内向けが多かったが、近年ドイツ、イギリス、イタリアではアジアへの輸出の割合が増加しており、特にドイツ・イギリスからのアジア向け輸出の伸びが著しいことが分かる。例えば2003年のドイツから廃プラスチックは、アジア全体で25.5万トン、そのうち香港・中国へ22.8万トン輸出されている。特に回

表7-4 EU15からの再生資源の輸出

	輸出量(千トン)		2003年輸出先トップ3		
	2002年	2003年	1位	2位	3位
廃プラスチック	771	1,125	香港(56%)	中国(24%)	USA(7%)
古紙	4,444	4,888	中国(29%)	インドネシア(22%)	インド(9%)
鉄スクラップ ^(出)	7,874	8,740	トルコ(41%)	USA(11%)	インド(10%)
銅スクラップ	378	538	中国(62%)	インド(13%)	香港(6%)
アルミスクラップ	492	528	中国(51%)	インド(7%)	台湾(6%)

(注) 一部の細目の重量が不明。輸出先トップ3も重量が把握できている項目から算出。

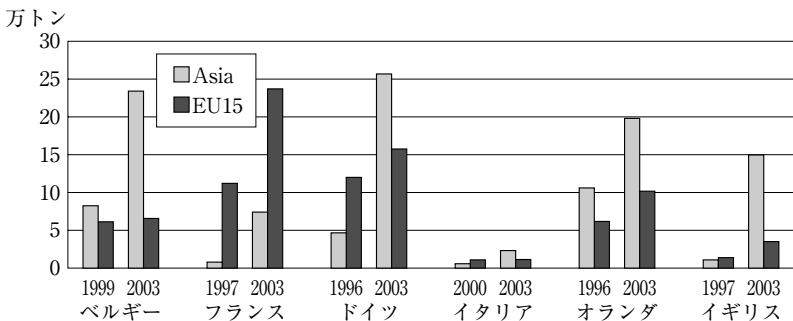
(出所) EU貿易統計より作成。

取された使用済みPETボトルの8割は中国に輸出されているとも言われている⁽⁸⁾。フランスやドイツにおいては見かけ上EU域内向け輸出が多いが、実際には、オランダ等の中継地を経てアジアへ輸出されるものもあると考えられる。EUからアジア向け輸出が90年代と比べ近年増加していることは間違いのないところであろう。

バーゼル条約の規制対象の有害廃棄物等（付属書Iで定められている有害廃棄物、および付属書IIでさだめられている「家庭から収集される廃棄物」および「家庭の廃棄物の焼却から生ずる残渣」）の輸出入量は、表7-5の通りである。本書第1章で紹介しているアジア地域とは桁違いの規模で、EU諸国が有害廃棄物等の輸出入を行っていることが窺われよう。例えば日本の場合でも、リサイクル目的で1515トンを出し、4320トンを入力しているに過ぎない。これに対してドイツは、23万283トン輸出し、67万6212トン輸入している。リサイクル目的での輸出入の内訳をみると、どの国もEU域内との輸出入がそのほとんどを占めており、第1節で説明したEU理事会規則の輸出入に関する手続きの下で有害廃棄物等の域内での輸出入がスムーズになされていることが窺われる。

しかし、すべての再生資源や有害廃棄物の越境移動が、第1節で述べたような法規によって適切に管理されているわけではない。規則に違反する廃棄物の輸出が、域外とりわけアジアやアフリカの諸国向けに行われ、問題となっている。例えば2003年には、焼却が抑制され、埋立て費用も上昇しているアイルランドから、紙やプラスチック容器、衣服、ガラス、木屑、カーペットなどが

図7-1 主なEU諸国の廃プラスチックの輸出先



(出所) 各国の貿易統計より作成。

表7-5 主なEU諸国の越境移動規制対象廃棄物の輸出入量（2001年）

（単位：トン）

	輸出（バーゼル条約対象）				輸入（バーゼル条約対象）			
	有害廃棄物	他の 廃棄物	リサイクル目的（有害 廃棄物とその他の廃 棄物を含む）		有害廃棄物	他の 廃棄物	リサイクル目的 （有害廃棄物とそ の他の廃棄物を含 む）	
			全世界 合計	EU域内 向け			全世界 から	EU域内 から
ベルギー	746,479	0	635,439	627,243	605,419	0	575,652	562,023
フランス	196,966	9,802	189,063	185,249	1,317,046	30	703,462	617,760
ドイツ	270,005	47,523	238,283	230,713	799,063	216,130	676,212	650,242
イタリア	229,872	133,742	130,454	100,187	1,148,193	797	847,639	558,525
オランダ	1,676,467	458,296	1,956,782	1,935,482	341,368	170,731	470,009	461,106
イギリス	35,907	0	35,832	15,426	180,833	45	164,985	150,220

- （注） 1）「他の廃棄物」とは、「家庭から収集される廃棄物」および「家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓のことをさしている。
- 2）ドイツは、バーゼル条約対象外の廃棄物で事前通知を行っているものを含めると、154万トンを輸出し、263万トンを輸入している。
- 3）リサイクル目的のEU域内の輸出入は、2001年の統計のため、2004年の拡大前のEU15を対象とした統計である。

（出所）バーゼル条約事務局ホームページより作成。

まざった家庭から発生した廃棄物がオランダやベルギー経由でインドやシンガポールに輸出されようとしていたケースが摘発されている。同様の家庭廃棄物の輸出がオランダやイギリスからも見られる。フロンを冷媒に用いている使用済み冷蔵庫のアフリカへの輸出（ドイツ、オランダ、スウェーデン、イギリス）などもある。また、インドへの廃プラスチック輸出はPET等一部のプラスチックに限定されているはずであるが、実際にはほとんどの種類の廃プラスチックが混入されて輸出されているという（イギリス）⁽⁹⁾。

第3節 EUの規制担当者のネットワーク

規則に違反する廃棄物の輸出に対しては、例えばグリーンリストの適用品目についてはEU域内での自由な移動が認められているだけに、1カ国だけでの、

ましてや1つの港だけでの対処では、到底監視・規制の実効を上げることは困難である。したがって、EU域内での情報交換を密接に行い、執行を共同で強化していく枠組みが必要となる。通称IMPEL-TFSとよばれている規制担当者のネットワークおよびその活動こそが、このような課題にとりくむEU独自の枠組みである。IMPELとは、「環境法の実施と執行に関するEUネットワーク」(European Union Network for the Implementation and Enforcement of Environmental Law)の略称であり、TFSはその傘下のワーキンググループの1つであるTrans-frontier Shipment of Waste(廃棄物の越境移動)を指す。

EUでは、汚染物質の排出基準や規制等が各国間で大きく異ならないように、域内全域に適用される共通の基準や規制のためのルールを制定してきた。廃棄物の定義を定めた理事会指令75/442/EECや廃棄物の越境移動の手続き等を定めた理事会規則259/93/EEC等がその典型である。しかし、規制の運用、執行が各国で異なれば、例えば競争上の有利、不利といった問題が生じ、また結果として規制に抜道ができ、取締りが十分に効果を上げないといった問題が生じる。また、効率的な規制の執行のためには、担当者が各種のノウハウを共有することが重要である。そのような問題意識がEU各国の環境規制の担当者に共有され、IMPELが1992年に組織されることになった。欧州委員会にIMPEL全体の事務局がおかれているが、同委員会から拠出される予算は30万ユーロ程度に過ぎず、IMPELの活動は各国の規制当局の自発的な参加に支えられている⁽¹⁰⁾。EUの加盟国25カ国、4つの加盟候補国、ノルウェーの環境規制機関、欧州委員会がそのメンバーとなっている⁽¹¹⁾。

IMPELの活動内容は、産業公害に関わる規制の担当者のトレーニングや担当者間の情報交換の実施、EMS(Environmental Management System)の情報を規制当局への届出に利用していく仕組みの構築等、多面的なものであるが、廃棄物の越境移動(TFS)は、IMPELの創設時から続いている活動テーマの1つである。具体的な活動内容は、毎年開催される全体総会で決定される。

TFSで実施されてきたプロジェクトの中でも興味深い試みが、Seaportプロジェクトである。このプロジェクトは、2002年のIMPEL-TFSの会議で提案・了承され、2003年春から開始されている。参加国は、ベルギー、ドイツ、ラトビア、オランダ、ポーランド、イギリスの6カ国である。このプロジェクトでは、非OECD諸国およびラトビア、ポーランドに輸出される廃棄物、特に廃

棄物以外の名目で、あるいはグリーンリストにある廃棄物の名目で越境移動されるものを対象に、実際に現場での査察活動を共同で行った。例えば2003年6月から2004年3月にかけて、実際に各地の港に出かけて行われた合同検査では、「銅スクラップ」としてベルギーから中国へ輸出されようとしていたシュレッダー残渣や、ドイツから香港へ輸出されようとしていたバッテリーを含んだ使い捨てカメラ、「紙」としてイギリスからインドに輸出されようとしていたプラスチックと古紙の混合物、「プラスチック」としてイギリスからパキスタンに輸出されようとしていた壊れたコンピューターおよびモニター等が摘発され、輸出が差し止められ、場合によってはシップバック（発送元への返送）などの措置も取られた。また、プロジェクトの一環として査察のあり方が検討され、税関書類の調査、保管場所・倉庫での検査、輸送中の廃棄物の検査、についてそれぞれマニュアルが作られている。

また、2004年5月EUに10ヶ国が新たに加盟したが、この新規加盟国の担当者への研修についても、IMPELの会議で調整が行われている。第1節で述べたように、新規加盟国の中には、廃棄物の越境移動に関するEUの規制に対応できない国もあり、対象となる廃棄物のタイプごとに越境移動に関する手続きの適用をより厳しくするなど移行措置が取られている。移行期間が終了するまでに、新規加盟国が適切にEU規則を執行できるように、担当者の研修、法律等の整備を行う必要がある。IMPEL-TFSの2003年6月の会議では、オーストリアがスロベニアに、オランダとイギリスがチェコ、スロバキアおよびマルタに、スウェーデンとデンマークがエストニアとラトビアに、ドイツがポーランドに対して、廃棄物の越境移動規制とバーゼル条約の執行に関するサポートを行うことが合意されている。

第4節 アジアにおける国際協調に向けて

EUでは、ドイツを始め、リサイクルに関する先進的な取組みが行われているが、回収された古紙、廃プラスチックなどグリーンリストに掲げられている再生資源は、大量にアジア地域に輸出されている。

一方、EU地域の有害廃棄物は、リサイクル目的、最終処分目的を問わず、

アジア地域に比べ大量に越境移動されている。そのほとんどが、EU域内の取引である。EU域内では、市場統合が進み財貨が自由に越境移動しているが、有害廃棄物に関しては、バーゼル条約の事前通知・承認の枠組みをふまえた理事会規則に従って取引されている。理事会規則では、アンバリストに掲げられた廃棄物について、越境移動の通知を権限のある当局が受領した30日後に、関連当局から異議が出なければ自動的に越境移動が可能となる制度がとられるなど、輸出入の手続きが標準化されている。一方、アジア地域では、第1章や第3章、第6章で触れられている事例のように、国によっては廃棄物の越境移動を厳しく禁止、制限している。また第2節でみたようにヨーロッパでは自由に越境移動が行われている廃棄物（グリーンリストの廃棄物）でも、事前通知・承認といった手続きを求める国もアジア地域では多い。つまり、再生資源の越境移動に関するアジア地域としての共通化されたルールの不在が、廃棄物貿易の拡大を阻んでいる、と言えそうである。

また、EUではIMPEL-TFSのように規制担当者間で情報交換を行う場、相互に連絡をとりあうネットワークが形成されており、これが規制に違反する廃棄物の貿易に歯止めをかけるのに役立っている。もっとも、グリーンリストの廃棄物に関しては、EUのなかで循環が完結せず、EU域外、特にアジア地域への輸出が大量に行われており、中にはこれと偽って有害廃棄物を輸出しようとするケースも後を絶たないのが現実ではある。

ところで、残念ながらアジア諸国ではこれまで、廃棄物の越境移動の規制担当者が一同に会し、単に情報交換を行う機会すらほとんど無かったと言ってよい。その意味では、2004年12月に日本の環境省の呼びかけで行われた「廃棄物の不法輸出入防止に関するワークショップ」は、アジアにおける新たな動きのきっかけになるものと期待される。日本以外の参加者は、韓国、香港、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの、バーゼル条約上の権限ある当局（Competent Authority）及び北京、ジャカルタのバーゼル条約地域センターの担当者の計12名である。有害廃棄物の越境移動に関する経験・課題の共有が図られ、不法輸出防止ネットワークを構築し、今後も、不法輸出入の防止に向けた情報の収集・提供、情報提供のためのウェブサイトの設置、キャパシティー・ビルディングのためのセミナー・ワークショップの開催を行う方向で努力することが合意された。これはアジア

地域のバーゼル条約関連の担当者が集まり、課題の共有などを行った点で、また、担当者同士が互いに顔の見える関係になったという点で、非常に大きな意味を持っている⁽¹²⁾。日本の環境省の担当者によると、すでに問い合わせに対するアジア諸国からの回答が、スムーズに行われるようになったという。しかし、ヨーロッパのように例えば実際に検査を行う税関の担当者も参加する枠組みとはなっておらず、今後は関連する各国の部局がより包括的に参加するような枠組みへの発展が期待されている。

また、日本の経済産業省は、2004年9月に、中国の発展改革委員会とリサイクル分野での政策対話を行った。日中の循環型経済社会形成に向けた政策展開や廃電気電子機器のリサイクル、製品含有有害物質規制等について話し合いが持たれた。中国でも家電やコンピューターのリサイクルに関する法律が検討され、また、ヨーロッパのRoHS指令に対応する法律も準備されており、この政策対話でも活発な議論が交わされ、今後も対話を続けることで両者が合意している。再生資源の越境移動に関しては、中国側では、発展改革委員会以上に環境保護総局や検査検疫総局が権限を有しており、また日本側でも、経済産業省のみならず環境省・税関が関与しており、ここでもより包括的な対話の枠組みが期待されるのである。

アジア地域には、EUのように規制を共通化・基準化する仕組みが制度化されていない。また、ヨーロッパ以上に、英語によるコミュニケーションを行うことが難しい。だからこそ、より頻繁に対話を重ね、お互いの規制やリサイクル産業の状況を理解し、あるいは、問題点を改善する試みが重要となっている。

【注】

- (1) 例えば、『日経エコロジー』2004年9月号に掲載された、「河野太郎の国会報告 循環資源の適正移動へ アジア全体のルール確立」の中で、河野太郎衆議院議員は「欧州連合（EU）では、バーゼル条約とEUルールがセットになっていて、EU域内を循環資源がスムーズに移動します。残念ながらアジアにはそういったルールがないので、直接バーゼル条約が適用されてしまいます。」と述べている。
- (2) 理事会指令は、そのままでは各加盟国には適用されないが、加盟国が一定期間にその内容を国内法化することが義務づけられているものである。義務を満了す方

法は各国に任せられている。

- (3) 理事会規則は、全加盟国に直接的に適用され、理事会規則と各国の国内法に矛盾がある場合には、理事会規則が優先される。
- (4) すべての権限ある当局からの同意書（文書による同意）があれば、受領書の発行後30日以内でも発送は可能となる。なお、文書による異議が30日間に提出されず、発送が可能となった（暗黙の同意）場合でも、その効力は1年で消滅すると定められている。
- (5) “Information note concerning the transitional agreements for the implementation by Acceding Countries of Regulation (EEC) 259/93 on shipments of waste”, http://europe.eu.int/comm/environment/waste/shipments/oecd_info.pdf よりダウンロード。
- (6) アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの4カ国。
- (7) 2004年の拡大前のEU構成国で、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリスの15カ国。
- (8) 「環境先進国の実像：ドイツの挑戦と限界／5 使用済みPETボトル、中国へ」『毎日新聞』2004年12月11日。
- (9) イギリス環境庁で吉田が行ったヒアリング（2004年9月13日）及び同庁が行ったEU各国のアンケート調査（IMPEL- TFS STRATEGIC ASSESSMENT - Questionnaire）の一部結果による
- (10) 2004年10月に小島が行った、欧州委員会のIMPELのコーディネーターへのヒアリングに基づく。
- (11) EU加盟国：オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス。候補国：ブルガリア、クロアチア、ルーマニア、トルコ。その他：ノルウェー、欧州委員会。
- (12) 2004年12月9日付環境省報道発表資料「廃棄物の不法輸出入防止に関するワークショップの結果について」に基づく。

【参考文献】

〈日本語文献〉

岡村堯 [2004] 『ヨーロッパ環境法』、三省堂。

産業廃棄物処理事業振興財団 [1996] 『日米欧の産業廃棄物処理：各国の制度と実際』、ぎょうせい。

清丸勝正 [2004] 「廃棄物不法輸出入防止国際ネットワークについて」、『アジア研ワールド・トレンド』、2004年11月号。

清丸勝正 [2005] 「アジア地域における有害廃棄物の不法輸出入防止国際ネットワークの構築に向けて」、『環境研究』、第136号、pp.93-98。

高月紘・酒井伸一 [1993] 『有害廃棄物：クリーン、リサイクル、コントロールの視点から』、中央法規。

〈外国語文献〉

IMPEL-TFS [2003] *Conference Report*, Prague, Czech Republic.

IMPEL-TFS [2004] *Illegal Waste Shipments to Developing Countries, Common Practice - Project Report June 2003 - May 2004*.

IMPEL [2004] “23rd IMPEL Plenary Meeting, 2-4 June 24, Dublin - Conclusion”.